

保護観察所における  
性犯罪者処遇プログラム受講者の再犯等に関する分析

平成24年12月  
法務省保護局

## 1 性犯罪者処遇プログラムの概要及び今回の分析の目的

保護観察所における性犯罪者処遇プログラムは、平成16年11月の奈良の女兒誘拐殺害事件を機に性犯罪者処遇の充実を求める声が高まったことを背景として、平成17年に法務省矯正局と保護局が共同して立ち上げた性犯罪者処遇プログラム研究会において検討され、平成18年9月1日から全国の保護観察所において導入されたものである。本プログラムは、平成20年法務省告示第219号により、更生保護法（平成19年法律第88号）第51条第2項第4号に規定する医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基づく特定の犯罪的傾向を改善するための体系化された手順による処遇の一つとされ、特別遵守事項によって受講を義務付けて実施されている。

本プログラムは、保護観察対象者に対して、性犯罪に至った状況についてワークシートを利用して振り返らせ、性犯罪に結び付くおそれのある認知のゆがみ、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、もって、性犯罪を反復する犯罪的傾向を改善しようとするものであり、5課程からなる認知行動療法を基礎とした「コア・プログラム」を中核とするものである。このコア・プログラムは、保護観察所において、保護観察官が直接実施している。

本プログラムの実施対象者である「性犯罪者」とは、自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪をした仮釈放者及び保護観察付執行猶予者であり、強姦、強制わいせつ、公然わいせつ等の罪名の者のほか、これらの罪名に該当しない痴漢、窺視（いわゆるのぞき行為）、下着等の窃盗、児童買春などの行為をした者が含まれる。ただし、重度の精神障害者又は重度の知的障害者、日本語を理解できない者、保護観察期間が3月未満の仮釈放者、退去強制事由該当外国人、重い疾病又は障害により本プログラムを実施することが極めて困難である者等は実施対象者から除外されている。

本プログラムは、平成18年9月1日の制度導入後6年以上を経過したが、同日から平成23年12月31日までに保護観察を開始した性犯罪者の仮釈放者及び保護観察付執行猶予者総数5,805人中、4,725人（81.4%）が受講しており、処遇施策として定着しつつあるところ、現時点において、その処遇効果を検証し、保護観察の一層の充実強化を図る必要があると考えられることから、本分析を行うこととしたものである。

なお、平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議において決定された「再犯防止に向けた総合対策」第3の1の（5）においても、実証研究に基づいて性犯罪者に対する効果的な指導・支援を実施することとされている。

## 2 分析の対象及び方法

### （1）対象

本プログラムを受講した保護観察対象者（以下「受講群」という。）と受講しなかった保護観察対象者（以下「非受講群」という。）を比較することとした。受講群は、平成19年9月1日から平成23年12月31日までに保護観察を開始し、かつ、コア・

プログラムを修了した性犯罪者<sup>注1</sup>とし、非受講群は、平成18年4月1日から平成18年8月31日までに保護観察を開始し、本プログラムが導入されていなかったため、コア・プログラムを実施していない性犯罪者とした（表1）<sup>注2, 注3</sup>。

表1 分析の対象者

	受講群		非受講群	
	人数	平均年齢	人数	平均年齢
仮 釈 放 者	2,528	36.9	285	35.9
保護観察付執行猶予者	1,310	36.0	125	35.6
全 体	3,838	36.6	410	35.8

（注）平均年齢は保護観察開始時であり、両群間に有意差は認められなかった。

## （2）方法

本プログラムの効果を検証するため、受講群と非受講群の再犯の発生状況を追跡調査し、両群の再犯率の相違を統計的に検証することとした。

追跡調査については、平成19年7月31日付け保護局観察課長通知「性犯罪者処遇プログラム効果検証のための追跡調査の実施について」に基づき、毎月保護局から刑事局に性犯罪者である仮釈放者及び保護観察付執行猶予者のリストを送付し、その後、再犯（交通事件のみの場合を除く。）があつて検挙、送致され、検察官が事件処理をしたときに保護局に提供されることとなっている再犯の情報を使用し、関係資料による確認作業を行った。

分析の方法については、一定の期間経過時点の再犯率を比較することも考えられたが、釈放後の経過期間に相違があることなどに鑑みて、保護観察開始後再犯に至るまでの期間を経過期間とする生存分析（カプラン・マイヤー法）を行うこととし、有意水準は5%とした。観測期間は最長4年とし、再犯の情報は平成24年3月31日までに把握されたものを使用した。

分析に当たっては、①全ての再犯についての分析、②性犯罪の再犯についての分析、③本件罪種別の相違についての分析を行ったほか、④本件罪種別の相違について更に詳細に把握するための事例検討も行った。

## 3 結果

### （1）全ての再犯についての分析

受講群と非受講群の全ての再犯を比較するため、生存分析を行った結果、図1及び2のような推定再犯率曲線<sup>注4</sup>となった。また、両群の相違を検証するために、Log Rank検定を行ったところ、仮釈放者についても、保護観察付執行猶予者についても、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった（表2参照）。

図1 全ての再犯についての推定再犯率（仮釈放者）

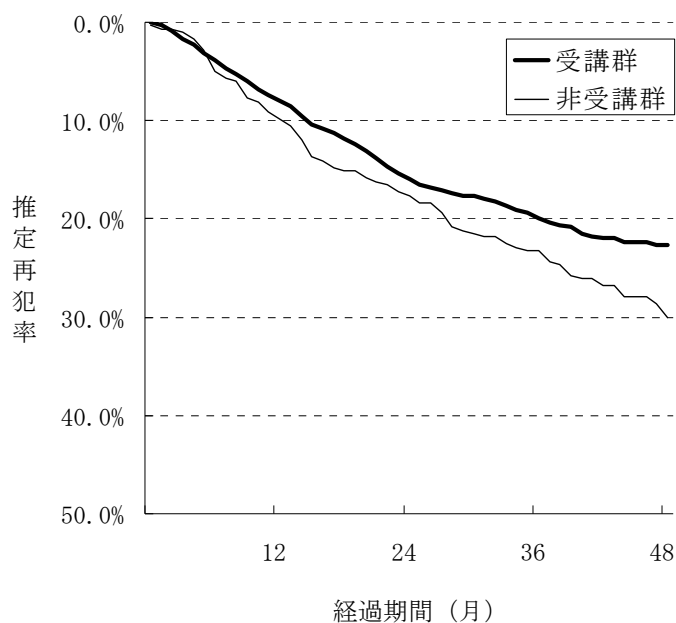


図2 全ての再犯についての推定再犯率（保護観察付執行猶予者）

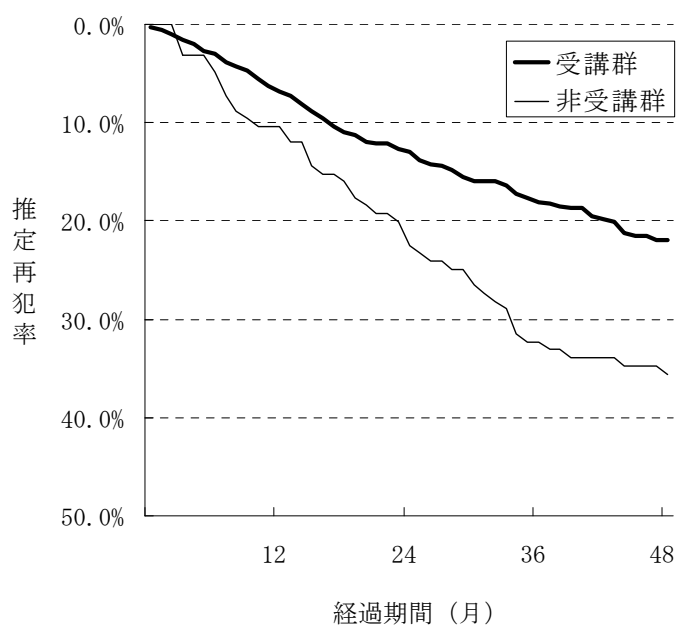


表2 全ての再犯についての4年経過時点の推定再犯率

	人数	推定再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
		受講群	非受講群		
仮 釈 放 者	2,813	22.6%	30.0%	5.01	.025*
保 護 観 察 付 執 行 猶 予 者	1,435	22.0%	35.6%	12.00	.001***

\* $p < .05$ , \*\*\* $p < .001$

## (2) 性犯罪の再犯についての分析

受講群と非受講群の性犯罪の再犯率を比較するため、生存分析を行った結果、図3及び4のような推定再犯率曲線となった。また、両群の相違を検証するために、Log Rank 検定を行ったところ、仮釈放者についても、保護観察付執行猶予者についても、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった（表3参照）。

図3 性犯罪の再犯についての推定再犯率（仮釈放者）

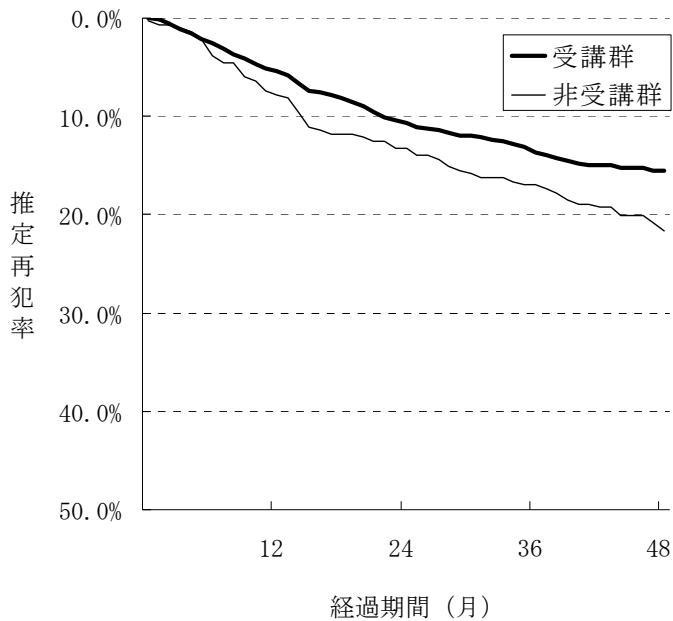


図4 性犯罪の再犯についての推定再犯率（保護観察付執行猶予者）

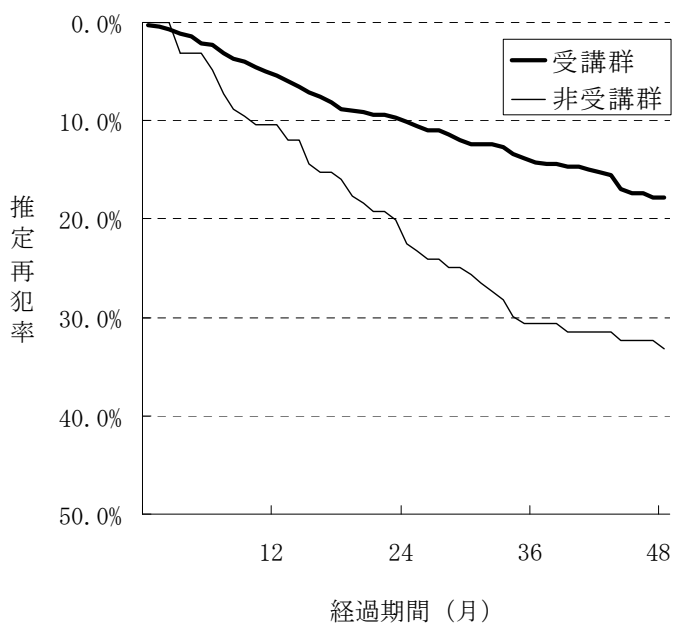


表3 性犯罪の再犯についての4年経過時点の推定再犯率

	人数	推定再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
		受講群	非受講群		
仮 釈 放 者	2,813	15.5%	21.6%	5.09	.024*
保護観察付執行猶予者	1,435	17.9%	33.3%	18.89	.00001***

\* $p < .05$ , \*\*\* $p < .001$

### (3) 性犯罪の再犯についての本件罪種別の分析

性犯罪の推定再犯率について本件罪種別の相違があるかどうかについて分析するため、罪種別に生存分析と Log Rank 検定を行ったところ、次のとおりであった(表4)。

なお、罪種については、「強姦」、「強制わいせつ」及び「その他」に分類した。この場合における「強姦」とは罪名に強姦を含む者であり、「強制わいせつ」とは主な罪名が強制わいせつ、迷惑行為防止条例違反等の被害者に直接接触する性犯罪である者である<sup>注5</sup>。

ア 「強姦」については、受講群は非受講群よりも推定再犯率が低い、有意差は認められなかった。

イ 「強制わいせつ」については、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった(図5)。

ウ 「その他」については、受講群は非受講群よりも推定再犯率が有意に低かった(図6)。

表4 性犯罪の再犯についての4年経過時点の推定再犯率(罪種別)

	人数	推定再犯率		$\chi^2$ 値	p 値
		受講群	非受講群		
強 姦	1,264	9.5%	12.6%	1.18	.277
強 制 わ い せ つ	1,531	16.7%	25.8%	5.23	.022*
そ の 他	1,390	22.5%	35.0%	11.01	.001***

\* $p < .05$ , \*\*\* $p < .001$

図5 性犯罪の再犯についての推定再犯率（強制わいせつ）

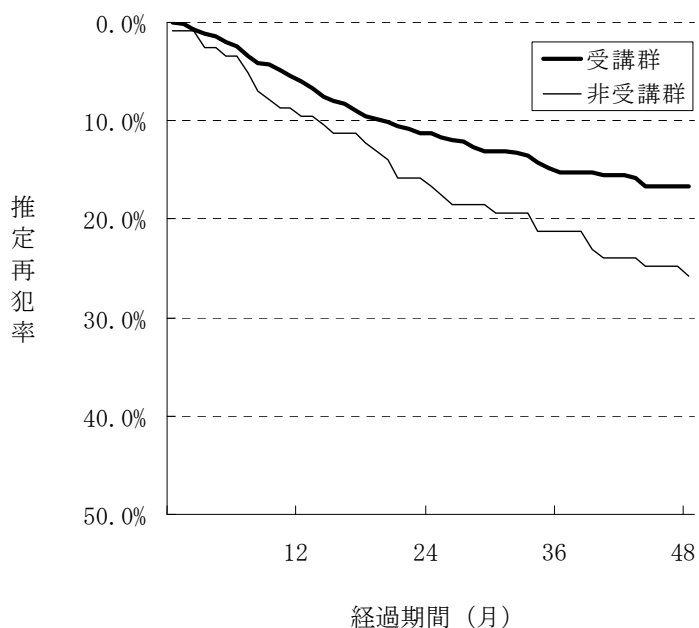
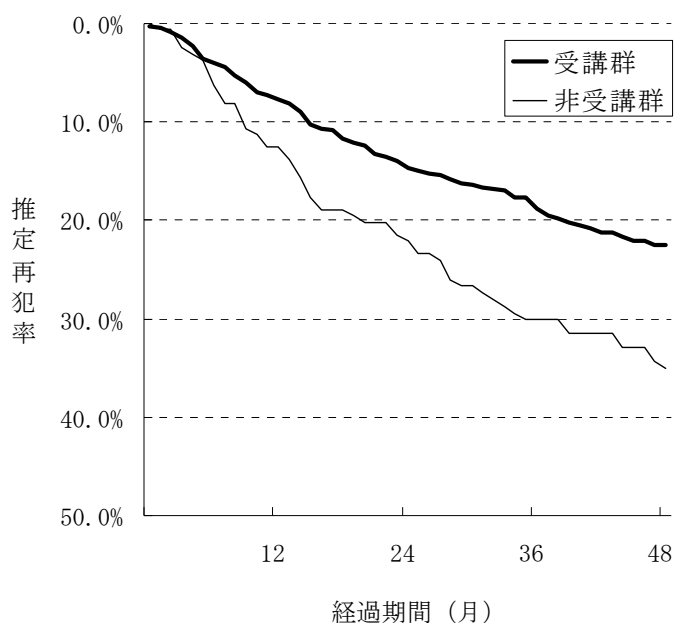


図6 性犯罪の再犯についての推定再犯率（その他）



#### (4) 事例検討

罪種別に分析した結果、「強制わいせつ」や「その他」の罪種において効果があることが示されたが、罪名が強姦、強制わいせつ等であっても、その態様は様々であり、また、「その他」の罪種には、下着窃盗、露出、窃視、児童買春等が含まれている。本プログラムをより効果的なものとしていくためには、具体的な犯罪の内容との関係について検討する必要があると考えられることから、ある保護観察所において平成18年4月1日から平成19年6月30日までに保護観察を開始した者66人について保護観察事件記録により調査した結果、おおむね次のような特徴が認められた。ただし、

今回の調査は、具体的な犯罪内容と本プログラムの関係について分析を深めるための補足的な調査であり、件数も限られていることに留意する必要がある。

ア 強姦及び強制わいせつのうち、見知らぬ者に性的暴力を行った者（17人）については、社交的で明朗な性格であること、被害者に対する攻撃・加害行為の正当化・被害のわい小化といった認知のゆがみがあること、ナンパ・不倫・多数の交際相手等性的に乱脈な生活歴があること、飲酒や薬物乱用の問題があること、本件時イライラや不満を感じていたことなどの特徴が認められる傾向にあった。

顔見知りに対して性的暴力を行った者（8人）については、社交的で明朗な性格であること、合意を主張するなどの否認があること、飲酒や薬物乱用の問題があることなどの特徴が認められる傾向にあった。

共犯者と性的暴力を行った者（4人）については、主体性や自律性が欠如していること、少年時から非行があること、性犯罪前歴がないことなどの特徴が認められる傾向にあった。

イ 電車内痴漢（10人）については、無口・内向的・溜め込みやすい性格であること、痴漢行為に付随するスリル・高揚感・快感があること、ストレス解消の方法が貧弱であること、本件時ストレス状況・いらいら・自己嫌悪・憂うつがあったこと、非行歴がないことなどの特徴が認められる傾向にあった。

ウ 露出（3人）については、件数が少なく、特定の傾向は認められなかった。

エ 下着窃盗（17人）については、内向的・回避的性格であること、下着を使用しての自慰行為に耽溺していたこと、イライラした気分で過していることが多いこと、たいしたことではない・盗まれる方も悪い・見つからなければ問題ないといった認知のゆがみがあること、性犯罪前歴があること、本件時飲酒していたことなどの特徴が認められる傾向にあった。

オ 窃視（6人）については、温順・気弱・周囲に左右される性格であること、下着窃盗も行ったことがあること、生育歴において家族関係の重大な負因があること、イライラした気持ちを溜め込んでいることなどの特徴が認められる傾向にあった。

カ 児童買春（9人）については、ナンパ反復・風俗通い・同種事案の反復といった乱脈な性生活歴があること、被害者に対する攻撃・違法性の否定といった認知のゆがみがあることなどの特徴が認められる傾向にあった。

#### 4 結論

- (1) 生存分析の結果、本プログラムの受講が、全ての犯罪と性犯罪の両方の再犯防止に一定の効果を挙げていることが示唆された。特に保護観察付執行猶予者については、受講群と非受講群の推定再犯率の差が大きいですが、この理由としては、保護観察付執行猶予者は仮釈放者よりも保護観察期間が長いので、コア・プログラムの実施結果を踏まえて、適切な指導・援助を継続的に行うことができるということが考えられる。また、性犯罪の再犯だけでなく、全ての犯罪の再犯防止に一定の効果を挙げていることが示唆された理由については、本プログラムの内容が日常生活上のストレスの解消や問題



解決訓練などを含んでおり、性的な問題に限らず、受講者の社会適応を促進する効果があったということが考えられる。本プログラムを引き続き実施していくことによって、再犯防止を図ることが適当である。

- (2) 罪種別に分析した結果、「強制わいせつ」や「その他」の罪種において、本プログラムの受講が再犯の防止に一定の効果があることが示された。具体的な犯罪の内容と本プログラムの効果との関係について分析するため、保護観察事件記録による補充的な調査を行った。その結果、犯罪内容によって、本人の性格、認知のゆがみ、生活態度の問題等に異なる特徴があり、より効果を高めるためには、これらを踏まえて本プログラムの実施内容を引き続き検討していく必要があることが示唆された。

なお、本調査は対象件数が限られていることから、更に件数を加えて分析を深めることについては今後の検討課題である。

- (3) 本プログラムは、刑事施設における性犯罪者処遇プログラムとは、受講対象者が異なっており、非受講群の設定も異なるものとせざるを得なかったため、矯正局の効果検証と結合した分析は行うことができなかった。刑事施設における受講の有無等との関係を含めた効果検証については今後の検討課題である。また、受講群と非受講群の有意差が見られたことを踏まえ、本プログラムのどの要素が再犯防止に効果的に作用したのかを多角的に分析することなども今後の課題である。

注1 本プログラムは、平成18年9月1日から導入されたが、約1年かけて研修を行い、全国の保護観察官のスキルアップを図ったことを踏まえ、平成19年9月1日を受講群の起算点とした。

注2 受講群と非受講群は、保護観察開始時期によって区分しており、一定の等質性が確保されているものと考えられることから、再犯リスクの程度の差を統制した分析等を行わなかった。

注3 女性、仮釈放後退去強制となった外国人及び本件の裁判確定前の再犯により受刑した者は両群から除外した。

注4 推定再犯率は、「1-生存分析の結果算出された推定生存率」によって求めた。

注5 子どもを対象とする性犯罪者については、統計解析を行うのに十分な人数がいなかったため、本分析においては独立した区分とはしていない。